

横浜イングリッシュガーデン (YEG) サポータークラブ規約

第1章 総則

第1条 本団体は、横浜イングリッシュガーデン（以下、「YEG」という）サポータークラブと称する（以下、「YEG サポータークラブ」という）。

第2条 YEG サポータークラブは、YEG 所属のガーデナーの指揮のもと、YEG サポータークラブ会員（以下、「サポーター」という）相互の協力、協調によって、YEG の庭づくり活動を行うこと、サポーターの技量向上を図ることを目的とする。

第3条 YEG サポータークラブは、YEG 内に事務局を設置するものとし、YEG スタッフの中から事務局員を置くものとする。

第2章 会員

第4条 サポーターは、YEGメンバーズクラブの会員に限定する。

第5条 YEG サポータークラブに入会しようとする者は、事務局の募集を受けて、これに応募し、事務局の承認を得なければならない

第6条 サポーターの資格は、前2条の要件を満たしたときに取得する。また、サポーターは、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき

第7条 サポーターが、YEG サポータークラブから退会する場合は、1ヶ月前までに事務局に申し出るものとする。

第3章 運営

第8条 YEG サポータークラブの運営および意思決定は、事務局が行うこととする。

第4章 活動内容

第9条 YEG サポータークラブは、庭づくり活動を行う。庭づくり活動は、YEG 内のバラの剪定・誘引作業、花がら摘み、除草、寄せ植え作り、植物・球根類の植え付け、クリスマスなどイベントの飾り付け、簡単な清掃などの軽作業等とする。

第10条 事務局は、随時、サポーターが無料で受講できる庭づくり講習会を、開催する。

第11条 サポーターは、前条に定める講座受講とは別に、前期（4月～9月）5日以上かつ後期（10月～3月）5日以上の計10日以上の庭づくり活動に参加する。但し、70歳を超えるサポータークラブ会員はこの限りでない。活動時間は原則として午前10時～12時まで、午後もひき続き実施する場合は午後1時～3時とする。午前が続いて午後も活動に参加した場合は2日、午前、午後いずれかに参加した場合は1日参加したものとする。但し活動時間については天候等の影響で変更する場合がある。

第12条 事務局は、原則として毎週2日、庭づくり活動の実施日（以下、「サポーターデー」という）を設定するものとする。但し、天候の影響またはYEG運営の都合上、変更または中止することができる。

第13条 サポーターは、前条のサポーターデーの中から、庭づくり活動に参加する日を自由に選択し、参加するものとする。

第14条 庭づくり活動に伴う備品・用具、サポーター休憩室については、事務局で用意する。但し、サポーター向け昼食はサポーター各自で用意する。

第15条 YEG サポータークラブは、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって一旦終了する。

第16条 事務局は、前条に定める期間を一年度とし、毎年度ごとにサポーターの再募集を行うものとする。

第5章 雑則

第17条 事務局は、本規約に定めるもののほか、必要な事項を規定した細則を定めることができるものとし、必要に応じて、本規約またはこの細則を変更することができる。